

# 山梨県福祉有償運送セダン型車両特区

都道府県名：

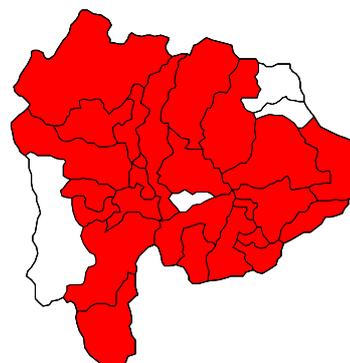
山梨県

申請主体名：

山梨県

区域の範囲：

山梨県の区域の一部（山梨県の全域のうち、南巨摩郡早川町、東八代郡芦川村、並びに北都留郡小菅村及び丹波山村域を除く地域）



特区の概要：

移動制約者の移動の確保について、従来の公共交通機関及び営利法人の事業活動に加え、社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人の協力を得て、様々な輸送主体による多様な移動手段を確保することにより、全ての移動制約者の円滑な日常生活を保障し、その自立を支援する。具体的には、福祉車両のみならず、セダン型等の一般車両の必要性も含めた移動手段を確保することにより、地域の実情をより反映し、地域の移動制約者の移動ニーズに対応した取組を促進する。

適用される規制の特例措置：

・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用

